

## 医療事故について

この度、弊社薬局において調剤した医薬品を服用され、その後、患者様をご逝去されるという医療事故（以下、本件）が発生致しました。まずは亡くなられた患者様のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、ご遺族様には深くお詫び申し上げます。

本件は、医療機関が発行した処方箋（医師が処方するつもりであった予定量に対し、誤って用量を多く記載されたもの）に基づき、弊社薬局でその医薬品を調剤したものであります。担当薬剤師は当該医薬品の添付文書から通常より用量が多いことを認識しながらも、同添付文書に記載のあった「適宜増減」の範囲内であり、治療上必要があり増量して処方されたものと判断し、処方元の医療機関への疑義照会を実施せずに調剤を行い、その後も患者様に服薬フォローアップを行わなかったこと等により、当該医薬品を服用された患者様が副作用により2023年8月にご逝去されました。

併せて今回、本来であれば弊社薬局で手順書通りに実施すべきである服薬フォローアップ（服薬後の患者様の状況の確認）を行っていなかったこと、またその確認の社内ルール等も不十分であったことから、関連法規に係る不適事項として、当該地域保健所長より厳重注意の行政指導を受けております。

本件を受け、弊社では速やかに①通常用量上限を超える医薬品を検出するためのシステム設定の見直し、②処方意図が不明確なものについて処方元の医療機関に対する疑義照会の徹底、③法律に基づいた服薬フォローアップ手順書の改定による実効性の強化、④薬局従事者への医療安全教育の強化等の改善策を講じる等の再発防止策を徹底致しました。

あらためて患者様のご遺族様、関係者の皆様に重ねてお詫び申し上げますとともに、今後も引き続き安全管理を徹底し、再発防止に取り組んで参ります。

2025年8月4日

シップヘルスケアファーマシー株式会社

代表取締役 市谷文吾

### 【本件に関するお問合せ先】

シップヘルスケアファーマシー株式会社・運営本部

問い合わせ先：info@ship-ph.co.jp